



我が国の重点外交政策

平成19年度 我が国の重点外交政策

平成18年7月
[PDF版はこちら](#)


重点外交政策の柱

- [1. 日本外交の基礎体力の強化](#)
- [2. 国民の安全の確保と繁栄の促進](#)
- [3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保](#)
- [4. 日本の魅力とメッセージの積極発信](#)

1. 日本外交の基礎体力の強化

(1) 外交実施体制の強化

- 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員体制の整備(情報、領事等)
- 外交最前線たる在外公館の増強、警備体制・勤務環境の改善(テロ対策、在外選挙実施等)
- アフリカ等におけるODAの現地実施体制の抜本的強化、NGO・民間との連携強化(能力強化を含む。)

(2) 日本の国際貢献等を担う層の拡充(外部人材の育成・活用を含む)

- 平和構築等日本の国際貢献に係る人材の育成・啓発
- 国際機関の邦人職員増強等、国際的意思決定過程における日本のプレゼンスの強化
- 領事シニアボランティアの第二次派遣

(3) 情報収集・分析機能の抜本的強化

- 情報要員の強化、情報活動の環境整備等、情報収集・分析体制の強化
- 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

2. 国民の安全の確保と繁栄の促進

(1) 我が国の平和と安全の確保

- 揺るぎない日米同盟の維持・強化と国際協調の推進
- 拉致・核・ミサイル等の北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的な解決に向けた努力

- 領土問題の解決、海洋権益の確保に向けた粘り強い外交

(2) 国民の安全・安心の確保

- 津波、地震、テロ等大規模緊急事態や海賊等をはじめとする多様化する危険・危機への対策強化
- 多様なニーズに即したきめ細かい領事サービスの実施
- 外国人政策の拡充(受入体制の更なる整備、犯罪抑止のための刑事司法協力促進を含む。)

(3) 我が国・国民の繁栄の促進

- 世界及び日本経済の成長の基盤整備への積極的取組(EPA/FTAの推進、知的財産権保護の強化、日本企業支援を含む。)
- アジア太平洋地域における経済分野での政策研究の推進

(4) エネルギーの安定供給確保

- 中東等エネルギー供給国やアジア等の消費国間での関係強化
- シーレーンの安全確保
- エネルギー効率、省エネ推進に向けた国際的取組の促進

3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保

(1) アジア外交の積極的推進

- 東アジアにおける安定的な外交関係及び安全保障環境の維持・強化(アジアにおける平和の構築・定着の推進を含む。)
- 東アジア共同体の形成に向けた地域協力を含むアジア大洋州における協力の主導
- 中国・韓国との相互理解・信頼に基づく関係強化
- インド・東南アジアを含む南部アジア及び豪州との対話・協力の推進

(2) 地域外交における幅の拡大

- イラク、アフガニスタン、パレスチナ、スーダンなど中東、アフリカ等における平和の構築・定着の推進
- アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発への協力の推進
- ロシアを含む欧州諸国及びEU、NATO等欧州主要機関との関係強化
- 「中央アジア+日本」対話の推進等を通じた中央アジア・コーカサス諸国との関係強化
- 中南米諸国との関係強化

(3) 日本外交の深化によるグローバルな課題への対応

- 安保理改革に向けた取組の強化(例:北朝鮮決議をめぐる動き)
- その他の国連改革(行財政改革等)の推進と国際平和協力への積極的な取組(PKO、選挙監視等)
- ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化(MDGs達成への貢献(2007年までにアフリカ向け ODA倍増、2009年までにODA事業量100億ドル積み増し等)、経済成長を通じた貧困削減、南南協力)
- テロとの闘い、軍縮・不拡散分野(イランの核問題の平和的解決を含む。)における主導的な取組、その他の地球規模問題(感染症、環境等)の解決に向けた幅広い外交努力
- 「人間の安全保障」の推進
- 人権外交の積極的展開(人権理事会等への対応)
- 国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での積極的貢献と「法の支配」の強化

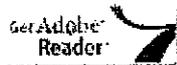
4. 日本の魅力とメッセージの積極発信

(1) 戦略的な情報発信

- 情報発信能力の抜本的強化による「攻め」の広報(国際テレビ放送等各種メディアの積極的活用)
- 東アジア、特に中国、韓国に対する積極的な情報発信
- 国民への外交政策の説明強化

(2)文化外交の積極展開

- 人や文化の交流の促進(周年事業、ポップカルチャーの活用、民間活動との連携を含む)
- ユネスコ等を通じた国際文化協力の推進



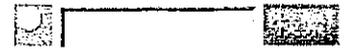
Adobe Systemsのウェブサイトより、Acrobatで作成されたPDFファイルを読むためのAcrobat Readerを無料でダウンロードすることができます。左記ボタンをクリックして、Adobe Systemsのウェブサイトからご使用のコンピュータのOS用のソフトウェアを入手してください。

[このページのトップへ戻る](#)

[INDEXへ戻る](#)

[アクセシビリティについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright(C):The Ministry of Foreign Affairs of Japan



[外務省案内](#) | [渡航関連情報](#) | [各国・地域情勢](#) | [外交政策](#) | [ODA](#) | [会談・訪問](#) | [報道・広報](#) | [キッズ外務省](#) | [資料・公開情報](#) | [各種手続き](#)

[トップページ](#) > [外交政策](#) > [我が国の重点外交政策](#)

我が国の重点外交政策

平成20年度 我が国の重点外交政策

平成19年8月

[PDF版はこちら](#)



基本方針

我が国の国益たる我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保する。そのため、我が国周辺の地域を含む国際社会全体の平和及び安定と繁栄の確保に寄与し、地域や世界の共通利益の実現のため、自由、民主主義、基本的人権、市場経済、法の支配といった価値に基づき、積極的に主張し、リーダーシップを発揮する外交を展開する。

重点外交政策の柱

- [1.我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化](#)
- [2.グローバルな課題への責任ある取組](#)
- [3.力強い外交のための基盤強化](#)

1.我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化

(1)自由、基本的人権、法の支配等、基本的価値を重視する外交の推進

- 基本的価値と戦略的利益を共有する米との同盟強化、欧州(EU、NATO等欧州主要機関を含む。)及び豪州との連携強化
- インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの実質化
- CLMV、SAARC、中央アジア、GUAM、V4、西バルカン、トルコ、バルト諸国等との対話と協力の強化(*)
- 基本的人権・民主主義の強化に資する支援強化(法制度整備支援を含む。)及び国際社会における「法の支配」の推進への貢献

(2)アジア・近隣諸国との対話・協力の強化と諸懸案の解決

- 中国との戦略的互惠関係、韓国との未来志向の関係の構築
- ロシアとの共通の戦略的利益に基づくパートナーシップの構築
- 東アジア首脳会議(EAS)協力の深化とアジア太平洋地域協力の重層的な発展(日中韓、APEC、日ASEAN、ASEAN+3)
- 地域の平和の構築・定着に向けた取組
- 拉致、核、ミサイル等の北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的な解決に向けた努力

- 領土問題の解決、海洋権益の確保に向けた粘り強い外交

(3)外交の地平の拡大

- 中東との重層的な関係の強化
- 「平和と繁栄の回廊」構想の推進とイラク、アフガニスタン等の平和の構築・定着の推進
- 中南米との関係強化(「日伯交流年(移住100周年)」を通じたブラジルとの関係強化を含む。)

2.グローバルな課題への責任ある取組

(1)北海道洞爺湖サミットにおけるリーダーシップの発揮

- G8参加各国との協力関係強化
- 環境・気候変動に対する積極的取組
- テロとの闘い、国際組織犯罪、イランの核問題を含む不拡散等の分野における取組の強化

(2)TICAD IVの成功

- アフリカ開発会議(TICAD IV)プロセスを通じた「元氣なアフリカ」後押しのための支援の強化
- サブサハラ・アフリカ各国と二国間関係の強化

(3)ODAの戦略的拡充と地球規模課題の解決に向けたリーダーシップ

- 我が国の政策実現のためのODAの活用(2009年までにODA事業量100億ドル積み増し等の国際公約の着実な実施)
- 新JICA設立に向けたODA実施体制の強化及び効率的で透明性のある援助の実施
- 「人間の安全保障」の推進
- ミレニアム開発目標(MDGs)の達成、感染症、地球環境問題、防災等の課題の解決への取組(科学技術の利用を含む。)

(4)グローバル化への対応と国際ルールの強化

- WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化及びEPA/FTAの推進(知財保護強化を含む。)
- 安保理改革を始めとする国連改革の推進
- 2008年安保理非常任理事国選挙当選
- 軍縮・不拡散の推進(小型武器問題への取組を含む。)

(5)エネルギー安全保障

- エネルギー・資源供給源へのアクセス確保とその多様化、輸送路の安全確保、省エネ・エネルギー効率向上を国際社会で推進
- 核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを前提とした原子力協力の推進

3.力強い外交のための基盤強化

(1)外交実施体制の強化

- 在外公館の増強(10年間で150大使館体制と必要な総領事館の新設)とマンパワーの増強(10年間で定員2000人純増)
- 「日本の顔」であり「最後の砦」たる在外公館の体制と警備の充実・強化及び勤務環境整備
- 企業支援、地方及びNGOとの連携強化
- 日本の国際貢献に係る人材育成(平和構築分野の人材育成事業(いわゆる「寺子屋」)を含む。)

(2)国民の安全・安心を確保する体制の強化

- 多様化・深刻化する危険・危機への対応

- 領事サービス拡充のための取組
- 水際対策・啓発活動等

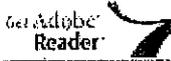
(3) 戦略的な「発信」体制の強化

- 戦略的情報発信の強化(企画立案能力の増強、多様な広報、外国メディア対策の強化、国際テレビ放送の強化、世界一を目指す外交ホームページ)
- 理解と共感を得る「日本」の発信強化(日本語教育の拡充、ポップカルチャーの活用、国際交流基金の拡充、親日派・知日派(日系人を含む)との連携強化、ユネスコ等を通じた協力、2016年東京オリンピック招致への協力等)

(4) 情報収集・分析機能の抜本的強化

- 信頼を守る情報防護体制の強化
- 多様な情報収集・分析活動の強化

* CLMV:カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、SAARC:南アジア地域協力連合、GUAM:グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ、V4:ヴィシエグラード4カ国(チェコ、スロバキア、ポーランド、ハンガリー)

 Adobe Systemsのウェブサイトより、Acrobatで作成されたPDFファイルを読むためのAcrobat Readerを無料でダウンロードすることができます。左記ボタンをクリックして、Adobe Systemsのウェブサイトからご使用のコンピュータのOS用のソフトウェアを入手してください。

[このページのトップへ戻る](#)

[INDEXへ戻る](#)

[アクセシビリティについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright(C):The Ministry of Foreign Affairs of Japan



外務省ホームページはこちら

重要! このサイトをご覧いただく前に

キーワード検索:

検索

使い方

2007/11/12 マラウイに対する渡航情報(危険情報)の発出

国・地域別情報 | 国・地域別の渡航情報(危険情報、スポット情報、安全対策基礎データ)、テロ概要は以下の検索をご利用ください。

地図からの検索 | ×エリアをクリックしてください。



- 国・地域名から検索
- アジア地域
- 大洋州地域
- 北米地域
- 中南米地域
- 欧州地域
- 中東地域
- アフリカ地域
- 地域別危険情報一覧
- エリアを選択してください
- 安全対策基礎データ一覧
- エリアを選択してください
- 危険情報発出履歴
- スポット情報発出履歴

危険情報 | 国でテロの危険が始め、乗客の増加が原因で飛行機が危険な状態に陥る可能性がある場合はこちら

安全対策基礎データ・テロ概要の更新履歴
更新履歴一覧

危険情報・スポット情報・広域情報の更新履歴
更新履歴(更新履歴10日分)

鳥・新型インフルエンザ関連情報

危険情報 | スポット情報 | 広域情報

海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A

2007/11/02

鳥インフルエンザの流行状況について: 2007年10月

その他の関連情報はこちら

海外安全相談センターからのお知らせ

海外旅行を予定されている皆様へ

海外安全相談センターの紹介
海外旅行保険加入のすすめ

ワーキングホリデー制度による渡航者へのご注意!

海外安全お役立ち情報

海外邦人事件簿

Vol.60 食の安全なくしては旅の安全なし!

海外安全パンフレット・資料

海外安全劇場

在留邦人向け安全の手引き

海外安全旅のマキオくんからのお知らせ

フラッシュ版 海外安全ガイド

海外邦人保護統計

海外安全関連会議の紹介

リンク集・バナー

過去の情報検索(失効情報含む)

過去の情報検索(失効情報含む)

月別渡航情報発出状況

◆ 2007/11/13

スリランカ: LTTE「英雄の目」等に伴う注意喚起

◆ 2007/11/13

エチオピア: エリトリアとの国境地帯緊迫化に伴う注意喚起

2007/11/12

ブータンに対する渡航情報(危険情報)の発出

2007/11/12

インドに対する渡航情報(危険情報)の発出

2007/11/12

メキシコに対する渡航情報(危険情報)の発出

2007/11/12

マラウイに対する渡航情報(危険情報)の発出

◆ 2007/11/09

エリトリア: エチオピアとの国境地帯緊迫化に伴う注意喚起

◆ 2007/11/09

グルジア: 非常事態宣言の発令

◆ 2007/11/09

ベトナム: 急性下痢症の流行

2007/11/08

スウェーデンに対する渡航情報(危険情報)の発出

◆ 2007/11/08

イラク: 治安情勢

◆ 2007/11/08

アフガニスタン: 治安情勢

◆ 2007/11/07

アフガニスタン: 北部バグラーン県における爆弾テロ事件の発生に伴う注意喚起

◆ 2007/11/07

タクスコ州(メキシコ): 洪水被害に関する注意喚起

◆ 2007/11/06

グルジア: 大規模反政府集会に関する注意喚起

◆ 2007/11/06

インド: ティワリ祭前後におけるテロ事件等に対する注意喚起

◆ 2007/11/06

ケニア: ナクル県モロにおける民族紛争激化に伴う注意喚起

アトムと挑戦! 海外安全クイズ 実施中

海外安全 ホームページを 使いこなそう!

海外安全 ホームページ 人気コンテンツ

海外での安全対策ムービー 海外安全劇場

海外邦人事件簿

海外安全 パンフレット・資料

在留邦人向け 安全の手引き

海外安全ガイド

海外安全対策関連情報

日本大使館 総領事館ホームページ

全米カタリ人 安全確認システム

世界の医療事情

海外渡航 関連情報

ご意見・ご感想

外務省海外安全 ホームページ 携帯電話対応版 http://www.mofa.go.jp/mofaj/1/toko/anzen.html



送信日時: 2007/11/12

情報種別: 渡航情報(危険情報)

(参考資料 4.)

本情報は2007/11/15現在有効です。

インドに対する渡航情報(危険情報)の発出

※本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。

※本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、退避を命令するものでもありません。

※海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めてください。

●カシミール地方

管理ライン付近

:「退避を勧告します。渡航は延期してください。」(継続)

管理ライン付近及びラダック地域を除く地域

:「渡航の延期をお勧めします。」(継続)

ラダック地域

:「十分注意してください。」(継続)

●北東部諸州(マニプール、アッサム、ナガランド、トリプラ、メガラヤ各州)

:「渡航の是非を検討してください。」(継続)

●中・東部諸州(アーンドラ・プラデシュ、オリッサ、チャッティースガル各州の高原奥地、ジャールカンド、ビハールの農村地域)

:「渡航の是非を検討してください。」(継続)

●上記以外のインド全域

:「十分注意してください。」(継続)

別添資料

1: [2007T209_1.gif](#)

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1. 概況

(1) インドは現在も着実な経済発展を遂げつつあり、社会情勢は全体としては安定しています。他方、2006年7月にはムンバイ市内を走行中の列車を対象とした同時爆破テロ事件が発生し、死者180人以上、負傷者800人以上を出しました。また、2007年2月には、ハリヤナ州パニパット付近を走行中の列車がテロにより炎上し、乗客68人が死亡、50人が負傷したほか、同年5月のハイデラバード市内モスク爆発事件、同年8月のハイデラバード市内連続爆発事件及び同年10月のラジャスターン州及びパンジャブ州での爆発テロにより多数の死傷者が出ています。ジャンムカシミール州でもスリナガルを含めテロ事件が多発しており、観光客を狙ったとみられる爆発事件等のテロ事件が続発する等厳しい治安状況にあります。

(2) カシミール地方

(イ) 管理ライン付近では、2003年11月以降、インド・パキスタン両軍の間で停戦が継続していますが、通常の配備体制が解かれたわけではあ

りません。

(ロ)管理ライン付近とラダック地域を除く地域では、過去約20年間、カシミール地方のパキスタンへの併合等を目指す過激派の活動が続いています。

(ハ)レー市を含むラダック地域では、2006年2月に宗教間対立による騒擾事案が発生しました。

(3)北東部諸州(マニプール、アッサム、ナガランド、トリプラ、メガラの各州)では、インドからの分離独立等を目指す過激派が活動しており、多くは外国人立入制限区域となっています。

(4)中・東部諸州(アーンドラ・プラデシュ、オリッサ、チャッティースガル各州の高原奥地、ジャールカンド、ビハールの農村地域)では、「ナクサライト」と呼ばれる武装集団による襲撃事件等が引き続き発生しています。

2. 地域情勢

(1)カシミール地方

(イ)管理ライン付近

:「退避を勧告します。渡航は延期してください。」

2003年11月以降、インド・パキスタン両軍の間で停戦合意が継続しており、軍事衝突の可能性はかなり低くなっています。また、2004年～2005年の冬期には、同地方に配備されているインド軍が削減されるなど信頼醸成の動きが進んでいます。

しかし、通常の配備体制が解かれたわけではなく、また、パキスタン側からの越境侵入者との銃撃戦の発生は最近になっても減少していません。

つきましては、同地域に滞在中の方については、安全な場所へ退避するとともに、同地域への渡航に関しては、情勢が安定するまでの間、目的の如何を問わず延期してください。

(ロ)管理ライン付近及びラダック地域を除く地域

:「渡航の延期をお勧めします。」

上記(イ)のとおり、インド・パキスタン両軍による衝突の危険性はかなり低下しています。

しかし、カシミール地方では過去約20年間、パキスタンへの併合等を目指す過激派による爆弾テロ事件、これら過激派とインド軍、治安当局との銃撃戦が頻発し、多数の住民が巻き込まれています。2006年2月以降、マンモハン・シン首相はカシミール問題関係者との円卓会議を3回開催しましたが、同地方の分離独立派政治団体の代表者は出席を拒否するなど、カシミール問題の抜本的な解決にはまだ時間がかかる見通しです。2007年7月29日には、同州スリナガルのシャリマール・ガーデン(ダル湖岸)近くにおいて観光バスが爆発し、観光客を含む6人が死亡、30人が負傷しました。また、最近では、10月11日早朝にスリナガルのバラムラ高速道路沿いの陸軍キャンプにおける爆発により兵士など7人が死亡した他、同日午前中にカシミール北部において、過激派が陸軍の輸送車を襲撃し兵士2人が死亡し、また、同日夕刻にはカシミール過激派がスリナガルのダル湖周辺にある中央予備警察隊本部に突入し手榴弾を投げ激しい銃撃戦の結果、過激派2人が死亡、兵士3人が負傷する等、テロ事件が多発しています。

つきましては、管理ライン付近及びラダック地域を除く地域への渡航に関しては、目的の如何を問わず延期することをお勧めします。

(ハ)ラダック地域

:「十分注意してください。」

レー市及びその周辺のラダック地域の治安は比較的安定しています

が、2006年2月には、レー市のモスクで、引きちぎられたコーランが発見されたことに端を発し、イスラム教徒と仏教徒が激しく衝突し、事態收拾のため陸軍が派遣される事件が発生しました。治安が比較的安定しているとはいえ、仮に情勢が変化した場合に迅速に対応できるよう、滞在中は報道等に留意し、最新の情報を入手するよう努めてください。また、レー市への訪問に際しては、陸路を避け空路を利用することをお勧めします。

(2) 北東部諸州(マニプール、アッサム、ナガランド、トリプラ、メガラヤ各州)

：「渡航の是非を検討してください。」

(イ) マニプール州では、インドからの分離独立を目指す複数の過激派グループが軍・治安当局との銃撃戦、村落への襲撃、要人を狙った誘拐等を行っています。厳しい治安情勢に対処するため、同州等には、治安部隊の隊員に特別の権限を付与する法律が適用されています。最近では、9月4日に同州ウクルール郡においてマニプールに拠点を持つKLA(クキ革命軍)とNSCN-IM(ナガランド民族社会主義評議会)の間で銃撃戦となり、双方で10人が死亡しています。また、同年9月10日にも同様の銃撃戦で5人が死亡し、NSCN-IMが大量の武器弾薬等をKLAから奪う事件が発生しています。同年10月3日にも同州セナパテ郡において治安部隊が急襲され銃撃戦で5人が死亡、13人が負傷するという事件が発生しています。同州においては、2007年に入って(6月現在)229件の過激派による襲撃事件が発生しており、市民72人、治安部隊員25人が死亡する等治安情勢は厳しい状況にあります。

なお、マニプール州においては、外国人の入域が制限されており、インド政府から入域許可を取得する必要があります。

(ロ) アッサム州においては、インドからの分離独立を目指すアッサム解放統一戦線(ULFA)などの過激派が軍、治安部隊との銃撃戦や、州内の各地で市場、警察署、変電所、精油所、パイプラインなどの施設を標的とした爆弾テロ事件を起こしています。

2007年1月に入ってから同州において、非アッサム人に対するテロが集中的に発生し、ULFAにより殺害されたと見られる犠牲者は62人に達しています。また、同年8月にはカムラブ郡において警察部隊とULFAとの間で銃撃戦が発生し、双方に死者が出ている他、同年9月にはグワハティのバムニマイダム地区の市場で爆発が発生し、1人が死亡12人が負傷する事件やチンスキア郡において2回爆発が発生し24人が負傷、3人が重体となる事件が発生しています。以上のように、アッサム州では引き続き過激派の活動が活発に推移していますので、引き続き注意が必要です。

(ハ) ナガランド、トリプラ、メガラヤの各州では、国防・治安上の理由から、外国人の入域が厳しく制限されています。また、分離独立等を掲げる過激派が治安部隊や敵対するグループを攻撃したり、身代金目的の誘拐事件等を起こしています。

トリプラ州政府は、同州において2004年1月から2007年1月までに過激派により、一般市民171人が殺害され、183人が負傷、197人が誘拐されたと公式発表しています。

ナガランド州では、2007年7月に中央政府とナガランド民族社会主義協議会(NSCN-IM)が停戦の期限を延長することに合意しています。他方、NSCNの派閥同士の衝突事案の発生で死傷者が出ている旨の報道もあります。

(ニ) これら地域への渡航に関しては、その是非を含め自らの安全につき真剣に検討を行い、渡航する場合には、最新の情報の入手に努め、在インド日本国大使館とも連絡を取りながら事態の急変に備える等、十分な安全対策を講じてください。

- (3) 中・東部諸州(アーンドラ・プラデシュ、オリッサ、チャッティースガル各州の高原奥地、ジャールカンド、ビハールの農村地域)
:「渡航の是非を検討してください。」

これら地域では、「ナクサライト」と呼ばれる極左武装勢力の強い影響が見られます。ナクサライトは、治安当局や警察に対する襲撃や暗殺、反対派住民の殺害、鉄道駅等の爆破のほか、民衆からの強制的な資金徴収、ゼネストの呼びかけなどの活動を展開しています。

ナクサライトは、多くの地域で活発な活動を行う一方、2大グループの合併により、ネパール国境からインド南部の15州にわたる最大のゲリラ組織(マオイスト派)を誕生させており、インド政府もナクサライト対策を国内治安上の主要課題と位置づけています。

2004年10月、アーンドラ・プラデシュ州政府と主要ナクサライト・グループの直接対話の実現したものの、協議は不調に終わり、2005年8月の州議会議員等8名が殺害された事件を契機にアーンドラ・プラデシュ州はマオイスト派を非合法化しました。これに対し、ナクサライトは、チャッティースガル州で反ナクサライト運動(サルヴァ・ジュドム)参加者への攻撃を強め、2007年3月には下院議員殺害事件(ジャールカンド州東シンブーム郡)や、一度に治安部隊員55人以上が死亡する大規模襲撃事件を起こしています。2007年9月にはチャッティースガル州ダンテワダ郡において重武装したナクサライトが治安部隊の車列を襲撃し、銃撃戦の結果ナクサライト3人が射殺される事件が発生しています。さらに、同年5月にはアーンドラ・プラデシュ州ハイデラバードのモスク付近で爆発があり、計14人が死亡、30人以上が負傷した事件や、同年8月には同地の娯楽施設やレストラン前で連続して爆発が起こり、42人が死亡、50人以上が負傷する事件が発生しており、イスラム過激派の関与が疑われています。

これらの地域への渡航に関しては、その是非を含め自らの安全につき真剣に検討を行い、渡航する場合には、最新の情報の入手に努め、在インド日本大使館とも連絡を取りながら事態の急変に備える等、十分な安全対策を講じてください。

- (4) 西部諸州(グジャラート、ラージャスターン、パンジャブ各州)の
パキスタン国境付近
:「十分注意してください。」

インド政府は、2002年10月16日、これらの州のパキスタン国境沿いに配備されている部隊の撤退を発表し、戦時配置から平時配置に戻しました。一時停止されていたインド・パキスタン間の交通機関についても、順次再開され、2006年に入ってから、アムリトサル・ラホール間を結ぶバス路線や、ムナバオ・コクラパール間の鉄道・バス路線が開通しました。

インドとパキスタンの陸路による往来は、現在主にパンジャブ州のワガー国境で行われています。外国人の往来も査証を有していれば可能ですが、情勢が急変する可能性もあり、同国境を訪れる際には事態の急変等に備え十分な注意が必要です。なお、国境付近の一部地域においては、依然として地雷が残存している可能性があります(一般旅行者は立ち入りできません)。

ラージャスターン州においては、2007年10月にアジメルにあるイスラム教(スーフィ)聖廟付近で爆発があり、2人が死亡、17人が負傷する事件が発生しています。また、パンジャブ州においても、同月、ルディアナの映画館で連続2回の爆発があり、7人が死亡、40人が負傷する事件が発生する等注意すべき動向が見られます。

- (5) 上記(1)～(4)以外のインド全域

：「十分注意してください。」

インド・パキスタン間では、緊張緩和が進み信頼醸成の動きが継続しています。しかし、国内各地では多数のテロリストが潜伏している恐れがあり、以下の通り攻撃の対象もいわゆるソフト・ターゲットである比較的警戒の緩い宗教施設や商業地区等に広がっていますので注意が必要です。

- (イ)西部の商業都市ムンバイでは、2006年7月、帰宅を急ぐ通勤客で混雑していたムンバイ市内を走行中の西部鉄道の列車がほぼ同時に7ヶ所で爆破され、180人以上の死者、800人以上の負傷者を出す大惨事となりました。この事件は捜査当局が、カシミール過激派ラシュカール・エ・タイバ(LeT)とジャイシエ・モハンマド(JeM)が計画して実行し、SIMI(インド学生イスラム運動：非合法組織)構成員も犯行に関与したと認定しました。これを受けて、インド政府は国内主要都市を始め、全国に警戒態勢を呼び掛けるとともに、空港、鉄道(駅)等での警戒を厳重化しました。
- なお、ムンバイでは1993年3月と2003年3月、同7月、同8月にも大規模かつ組織的なテロ事件が発生しています。
- (ロ)首都ニューデリーでは、2005年10月、ヒンドゥー教最大の祝祭日であるディワリ祭を控えた多数の買い物客で賑わう市場(パハールガンジ、サロジニナガル)等3ヶ所で無差別連続爆破事件が発生、67人が死亡、約300人の負傷者を出しました。また、2006年4月には、事件の背景は不明ですが、デリー市内最大のモスク、ジャマ・マスジットで金曜礼拝中の信者を狙ったと思われる連続爆破事件が発生しました。また、2006年12月から本年4月にかけてデリー市内において爆薬等を所持した過激派が逮捕される事件が5件発生しています。
- (ハ)2006年3月、ヒンドゥー教の聖地で、多くの日本人旅行者も訪れるウッタルプラデシュ州ヴァラナシのサンカトモチャン寺院(通称ハヌマン寺院)、カントンメント駅構内及び同駅に停車中であった急行列車車内で連続して爆発が発生し、20人以上が死亡、多数の負傷者が出ました。この事件では、パキスタンでカシミール過激派と共に軍事訓練を受けたとされるモスクの導師ほか5人が後に被疑者として逮捕されました。
- (ニ)また、IT産業の中心都市として有名なインド南部カルナータカ州バンガロール市のインド科学大学院大学(IIS)では、2005年12月に、国際会議終了直後にテロリストによる銃の乱射事件が発生し、著名なインド人教授が犠牲となりました。その後容疑者としてカシミール過激派のLeTの幹部が逮捕されました。バンガロールを狙ったと見られる過激派は2006年10月と2007年1月にも摘発されており、このようなインド経済の牽引役たるIT産業を標的としたテロには、今後とも十分な警戒が必要となります。
- (ホ)本年2月にはデリー発の国際急行列車サムジョータ(パンジャブ州アタールを経てパキスタンのラホール行き)がテロによる爆発で炎上し、67名が死亡、15名が重傷を負う事件が発生していますので、鉄道で移動する場合は以前にも増して旅行者の注意が必要です。
- (ヘ)デリー、ムンバイに限らず、大都市の重要施設が所在する区域は厳しい警備態勢が敷かれていますが、テロの標的となりうる軍関係施設、その他政府の重要施設等危険な場所には近づかない、市場、ショッピング・センター、宗教関連施設等多数の人が集まる場所は極力避け、用事がある場合にはできるだけ短時間で済ませる等一層慎重を期す等の対策を講じてください。また、公共交通機関の利用や繁華街等への外出等が必要な場合には、不審車両や不審物の有無等周囲の状況に注意払うなど心掛けてください。また、不測の事態に巻き込まれないよう、最新の関連情報の収集に努めるとともに、テロ事件が発生した場合の対応策を再点検し、状況に応じて適切な安全対策を講じられ

るよう心掛けてください。

3. 滞在にあたっての注意

渡航先の治安情勢について報道等に注意を払うとともに、外務省、在インド日本国大使館、在ムンバイ、在コルカタ、在チェンナイの各日本国総領事館、現地関係機関等より最新情報を入手するよう努めてください。

なお、渡航に際しての注意事項の詳細、主要都市の犯罪傾向については《安全対策基礎データ》をご参照ください。

(1) 渡航者全般向けの注意事項

日本人旅行者の犯罪被害で最も多いのが、窃盗(スリや置き引き)です。

(イ) 被害防止のために、次のような対策が必要です。

(a) 深夜の出入国を避ける。

(b) 空港や駅で声を掛けてくるタクシーには絶対に乗らない。

(c) 外出の際には、不審者(物)の確認など身の回りの安全に十分注意する。

(d) 夜間の外出はタクシーやオートリキシャーの利用は極力避ける。

(e) クレジット・カードの使用は、信頼のおける店舗に限るとともに、サインをする前に必ず通貨の単位や金額を確認する。

(f) 女性は、肌の過度な露出を控えるとともに、一人旅は危険なので避ける。旅行ガイドによる強姦(含む未遂)事件も発生しています。

(g) 列車内等での睡眠薬強盗が発生しているため、見知らぬ者や親切を装う者から飲食物をもらわない。

(h) 旅先で知り合った親切めいたインド人から自宅や友人の家に誘われても、無警戒について行かない。

(i) 不測の事態に巻き込まれないよう集会や不審車両には近寄らない。

(ロ) 旅行制限、写真撮影の制限に関する注意

インド国内には、国防・治安上の必要性から、外国人の入域を制限している保護地域や制限地域があります(立ち入りには、内務省の許可が必要です)。また、空港、軍事施設、港湾、橋、ダム等は、写真撮影が禁止されています。

(ハ) インド各地において爆弾テロ事件が発生していますので、テロ関連情報に十分留意の上、安全対策につき再度確認してください(2005年10月19日付け「広域情報」(爆弾テロ事件に関する注意事項)及び累次の「スポット情報」、パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」をご参照ください)。

(2) 観光旅行者向けの注意事項

(イ) 悪質な旅行会社、タクシーの注意

空港やデリー駅に着いた観光客に声をかけ、自分の知り合いの悪徳旅行社へ連れて行き、法外な値段でツアーを組み込ませる被害が発生しています。空港のプリペイド・タクシーは、これらに比べれば安全といえますが、追加的に料金を要求するドライバーもいるため注意が必要です。空港や駅などからの車は、ホテルのハイヤーを予約する、インド政府観光局に申し込む、現地受け入れ先がある場合はあらかじめ依頼するなどの方法をお勧めします。

また、ツアーの契約を結ぶ場合は、一流ホテル等の紹介による信頼のおける旅行社をおすすめしますが、旅行日程表、見積書を作成させ、契約書にサインする前には内容を十分確認するとともに、必ず領収書を取るようにしてください。(契約金額に疑問があったり、領収書の発行を渋るような業者とは絶対に契約しないでください。)

(ロ) 観光地における日本人の被害

タージ・マハルのあるアグラ、ラージャスターン州のジャイプール

やヒンドゥー教の聖地として有名なヴァラナシ(ベナレス)、コルカタ(カルカッタ)、ゴアなどの観光地では、カード詐欺、カード賭博詐欺、麻薬犯罪、強盗傷害事件、強引な物売り、宝石や絨毯を使ったクレジット・カード詐欺などに日本人が巻き込まれるケースが多発していますので注意が必要です。また、南部の主要都市チェンナイでも、観光客の増加に伴い、駅、空港、市内の繁華街での置き引きが増加しています。混み合った列車やバスの中ではスリも多く、バッグをカッター等で切り裂かれ金品を盗まれる被害も発生しており、貴重品等はハードケースに保管することをお勧めします。

(ハ)麻薬所持等に対する取締りの強化

最近、日本人旅行者がガンジャー(マリファナ)、チャラス(ハシシ)等の麻薬類の所持、密輸容疑で逮捕されたり、麻薬の影響で異常な行動をとっているとの通報が大使館・総領事館に寄せられるケースが増加しています。インドには、麻薬所持に関し、密告による報奨金制度があり、これを悪用して麻薬を売った相手を警察に通報して報奨金をもらうという事例も報じられています。麻薬犯罪に対する量刑は、単なる所持の場合でも、罰金に加え10年から20年の懲役刑に処せられることがあります。麻薬には絶対に手を出さないようにしてください。

(二)海外旅行傷害保険への加入

インドは感染症の宝庫といわれていますが、インド滞在中に体調を崩し、病気や、事件・事故などのため病院を利用する方が年々増加しています。デリーをはじめ主要都市の一部の病院では本邦と同程度の治療は可能ですが、高度な手術や設備が整った施設への搬送が必要になった場合には、シンガポール、タイ等への移送ないしは本邦への帰国が必要となる場合があります。万一、保険に加入していない場合には高額な費用を自己負担(しかも前払い)しなければなりません。インドに渡航する場合(特に個人旅行者)には、緊急移送サービスを含む海外旅行傷害保険への加入は必須と考えてください。

(ホ)陸路で出入国する場合

ネパール・インド間において、陸路でインドに入国した旅行者がインド側入国印が無かった為に帰国当日に出発便チェックイン・カウンターで搭乗拒否される事例が発生しています。入国印を受けずに入国すると、出国手続きに多大な労力を必要とします。インドへ陸路で入国する場合は、必ず入国審査を受け入国スタンプが押印されていることを確認してください。

(3)長期滞在者向けの注意事項

(イ)現地に3ヶ月以上滞在される方は、緊急時の連絡などで必要ですので、到着後遅滞なく最寄りの大使館または総領事館に「在留届」を提出してください(郵送、ファックスのほか、インターネットによる電子届出も可能です(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>))。また、住所その他届出事項の変更及び帰国(一時的な旅行を除く)や転勤の際には、その旨の届出(変更及び帰国届)を行ってください。

(ロ)外出中に暴動など不測の事態が発生した場合には、自宅や職場(旅行者の場合はホテル)等安全な場所に行き、事態が沈静化するまで待機してください。また、近くにある日本国大使館または総領事館に連絡してください。

(問い合わせ先)

○外務省領事局海外邦人安全課(テロに関する問い合わせを除く)

住所:東京都千代田区霞が関2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)5140

- 外務省領事局邦人テロ対策室(テロに関する問い合わせ)
住所:東京都千代田区霞が関2-2-1
電話:(代表)03-3580-3311(内線)3679
- 外務省海外安全相談センター
住所:東京都千代田区霞が関2-2-1
電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902
- 外務省 海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 在インド日本国大使館
住所:50-G, Chanakyapuri, New Delhi, 110021 India
電話:(91-11) 2687-6564、2687-6581~3
月~金:09:00~17:30
FAX:(91-11) 2688-5587
開館時間外:上記電話番号と同様
- 在コルカタ日本国総領事館
住所:55, M.N. Sen Lane, Tollygunge, Kolkata, 700 040, India
電話:(91-33) 2421-1970
月~金:09:00~17:00
FAX:(91-33) 2421-1971
開館時間外:98310-13184、98300-23904
- 在ムンバイ日本国総領事館
住所:No.1, M.L. Dahanukar Marg, Cumballa Hill, Mumbai, 400 026, India
電話:(91-22) 2351-7101~6
月~金:09:30~17:30
FAX:(91-22) 2351-7120
開館時間外:98201-87633、98200-49303
- 在チェンナイ日本国総領事館
住所:No.12/1, Cenetoph Road, 1st Street, Teynampet, Chennai, 600 018, India
電話:(91-44) 2432-3860~3
月~金:09:00~17:00
FAX:(91-44) 2432-3859
開館時間外:98410-55512、98410-36258

閉じる

送信日時：2007/11/07

情報種別：渡航情報(スポット)

アフガニスタン：北部バグラーン県における爆弾テロ事件の発生に伴う注意喚起

※本情報は、海外に渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。

※本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催旅行を禁止したり、退避を命令するものではありません。

※海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めてください。

1. 報道によると、6日午後4時過ぎ(現地時間)、アフガニスタン北部バグラーン県プリムリ郡にある砂糖精製工場において、同工場を訪問していた複数の下院議員を含む視察団を狙ったとみられる爆弾テロ事件が発生し、多数の死傷者が発生しました。
2. 現時点では、今回の事件の背景、実行犯等は不明ですが、これまでもアフガニスタンにおいては、首都カブール市を含むあらゆる地域において、自爆テロを含む爆弾テロ、誘拐・殺害事件等が多数発生するなど予断を許さない危険な状況が続いていることから、引き続き厳重な注意が必要です。
3. アフガニスタンに滞在されている方は、直ちに国外等の安全な地域へ退避するよう強く勧告します。また、同国への渡航を予定されている方は、目的の如何を問わず延期してください。なお、真にやむを得ない事情で首都カブール、ジャララバード、ヘラート、マザリ・シャリフ及びパーミアンの5都市に残留せざるを得ない場合には、政府機関、所属団体等を通じて組織としての必要かつ十分な安全対策をとってください。その際には、専門家のアドバイスを踏まえるようにしてください。また、アフガニスタン政府関連施設、アフガン国軍等を含む軍関連施設、国際機関事務所、各国大使館周辺には近づかないようにすること、タクシー等の公共交通機関の利用は絶対に避けることを強くお勧めします。

(問い合わせ先)

○外務省領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐に関する問い合わせ)

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表)03-3580-3311(内線)3680

○外務省領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐に関する問い合わせを除く)

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表)03-3580-3311(内線)5139

○外務省海外安全相談センター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表)03-3580-3311(内線)2902

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

○在アフガニスタン日本国大使館

電話：(873) 762-853-777

(93) 799-689-861(夜間、緊急を要する場合)

FAX：(873) 761-218-272

別添資料
なし

キーワード検索:

トップページ

渡航情報を調べる

海外安全お役立ち情報

お問い合わせ

中華人民共和国 (中国)

People's Republic of China

エリアを選択してください

▼ 中華人民共和

スポット情報・危険情報

安全対策基礎データ

テロ概要

在外公館アドレス

【安全対策基礎データ】

| 査証、出入国審査等 | 滞在時の留意事項 | 風俗、習慣、健康等 | 緊急時の連絡先 |

● 犯罪発生状況、防犯対策

- 2005年及び2006年上半期の犯罪件数から見ると、これまでの増加傾向にやや歯止めがかかり、治安は、比較的良好に維持されています(2005年の刑事事件立件数は464.8万件と対前年比1.7%減、検挙件数は209.7万件で対前年比4.6%増)が、繁華街、空港、飲食店、タクシーや列車等においては、窃盗や置き引き、車上荒らしなどの被害に遭遇する外国人が相当数報告されています。

一方で、「車社会」の到来とともに交通事故が多発しており、2005年の統計では、全国で45万254件の交通事故が発生し、9万8,738人が死亡、46万9,911人が負傷しています。

また、地域間格差、貧富の格差等に起因する社会矛盾といった不安定な要素も多く抱えており、これらに関連する犯罪が発生する可能性も相当程度あると考えられます。

<外国人が中国で事件・事故に遭った際の相談窓口>

- 事件・事故は、各市(県)公安局の外国人出入境管理処(以下「公安局」)又は外事課。
- 旅行中のトラブル、苦情や要望は、各市(県)人民政府外事弁公室。

2. 主な日本人被害事例等は次のとおりです。

犯罪発生場所は、繁華街、空港、レストラン、タクシー、長距離バス、列車等様々ですが、日本人被害者の多くが鞆や手荷物を身近に置いていなかったり、身近に置いていたにも拘わらず、十分な注意を怠ったりしたことから、置き引きに遭うケースが目立ちます。

[北京]

- 市内中心部でも、人気のない場所での強盗事件が起きています。例えば深夜、飲酒後帰宅する為ひとりで通りを歩いていると、後ろから近づいてきた複数の男に棍棒のようなもので殴られ、現金やクレジットカードを奪われた事件もありますので、近距離でもタクシーを利用する等自己防衛に努め、また、周囲の状況に警戒を緩めないことが肝要です。さらに外出の際は、多額の現金や各種カード、高価な金品を持ち歩かないよう留意することが肝要です。
- 空港での「白タク」など悪質なタクシー運転手による被害も頻りに報告されています。例えば、空港ロビー等で運転手風の男に声をかけられても安易に利用せず、決められたタクシー乗り場から利用する。ただし、タクシー乗り場で乗車後に突然見知らぬ男が助手席に座り、降車の際、男から通常の5~10倍という法外な料金を請求されたというものや、後部トランクに置いた荷物を

質に取られ、降車時に法外な料金を要求されるなどのケースもありますので、乗車前には、助手席にある運転手のIDプレート、きちんと整備された車両か否かを含め、確認の上、不審車両への乗車を避けるよう心掛けてください。また、代金と引き換えに領収書を必ず受け取るようにしてください。

なお、夜間外出時におけるタクシーの単独利用は、避けた方が賢明です。

- バー(いわゆる「暴力」ないし「ぼったくり」)での被害については、報告こそ減少していますが、繁華街やホテル付近で見知らぬ者から声をかけられても、相手にせず、誘いに乗らないことが肝要です。

<北京市で被害に遭った際の対処方法>

(1) 財産が奪われたり危害を加えられたりした場合

公安局(電話:8401-5300又は110)に通報する。ホテルや学校での場合は、警備部門又は外事部門を通じて通報する(本人の通報でも差し支えない)。

(2) 飲食店、カラオケ等で法外な料金を請求された場合

料金に係わるトラブルについては、北京市発展改革委員会(電話:12358で24時間対応)又は公安局に通報する。

(3) タクシーで法外な料金を要求される等の被害に遭った場合

被害に遭った際には、まずタクシー会社名、ナンバーを確認し、領収書を必ず受け取り、追って公安局又は北京市交通執法総隊(電話:6835-1150)に通報する。

(4) ホテルに売春婦が入り込んでいる場合

ホテルの警備部門へ通報する(見知らぬ人物を部屋に入れないようにする)。

(5) 交通事故に遭った場合

最寄りの交通警察(電話:122)、又は公安局に通報する。

<中国語、英語で24時間連絡が取れる連絡先>

北京市旅遊事業管理局が24時間体制で、中国語又は英語の2か国語による観光客の苦情・要望処理にあたるホットライン(6513-0828)を設置しています。また、公安局も、24時間体制で英語による対応もある程度可能です。

[重慶]

- 百貨店、市場、ホテル、レストラン、バスの車内等場所を問わずスリ、置き引き、ひったくり等が日常的に頻発している他、殺人・強盗・誘拐等が僅かながら発生しています。また、車の急増に伴い渋滞が激しく、交通事故も市内至る所で発生していますので、注意が必要です。

[瀋陽]

- 2003年10月に瀋陽市で日本人が誘拐される事件が発生しています。また、同市を含む東北三省各地では、暴行被害の報告があるほか、特に市場、レストラン、バスの車内等におけるスリ、窃盗、置き引き等が頻発しています。さらに、バーでの被害報告もあります。

[大連]

- 旅順(大連市旅順口区)は、1996年7月1日をもってその一部に外国人の立ち入りが認められましたが、歴史的な建造物や軍港があるため、中国人に対しては観光地として開放されていますが、中心地域(旅順市街地等)は外国人には未だ開放されていません。この事情を知らずに立ち入った日本人が巡

回中の公安警察から罰金を徴収されるケースが発生しています。

また、未開放地区の範囲は分かりにくいいため、開放地域を訪れる場合は、事前に確認し、外国人を対象とする旅行会社・ホテル等を通じて手配した車両やタクシーを利用することが賢明です。

なお、旅順区内で外国人が宿泊できる施設は、基本的には「新紀元大ホテル」のみで、事前に宿泊許可を取得する必要があります。

<開放されている地域>

郭家溝、西溝、龍頭鎮、三八里、石板橋、鉄山鎮及び楊家村を結ぶ線の北西側。

ただし、水師營、203高地は開放区域に含まれていますが、主な日露戦跡である東鶏冠山や旅順監獄跡、博物館等は含まれません。

[上海]

最近では市内に限らず、江蘇省、浙江省及び安徽省においても、日本人の被害が報告されています(以下、被害例)。

なお、犯罪被害のほかに、日本人男性が買春行為で身柄を拘束されることが頻発しています。

- 日本人が被害に遭うケースの大半は、置き引き、スリ、車上狙い等による窃盗被害です。レストランで食事をする時、地下鉄に乗車する時等に貴重品から目を離さないようにしてください。
- 出張中の日本人男性が、夜間、ホテルからひとりで外出したところ、付近の路上で複数の男にいきなり殴られるなどして車の中に引きずり込まれ、別の場所に連行された後、監禁され、現金を奪われ上にクレジットカードの暗証番号を教えるよう脅される事件(被害者は現金が引き出された後に解放された)をはじめ、同様の事件が過去数件報告されています。いずれも被害者に大きな怪我はありませんでしたが、被害額は数十万円に及ぶものがあります。
- 繁華街の路上において、「日本語を勉強しているので教えて欲しい。」などと片言の日本語で声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求される被害も頻発しています。

[広州、深セン、東莞]

- 広東省の人口は約8千万人ですが、これに加え地方都市からの流入人口が約3千万人いると言われています。このような状況下で、広州市、深セン市、東莞市等を中心に約9,500人の在留邦人が滞在している他、日系企業も約1,500社が進出しています。広東省内公安当局が分析したここ数年の犯罪動向の特徴は、次のとおりです。

- (1) 犯罪発生地域は珠江デルタ地域に集中している。
- (2) オートバイを利用したひったくり等の街頭犯罪が突出している。
- (3) 車上狙いが増加傾向にある。
- (4) ほとんどが金品を狙った犯罪である。
- (5) 珠江デルタ地域で発生する犯罪の大半は、地方から流入してきた者による犯行である。

- 被害の大半は、路上強盗、ひったくりや置き引きですが、詐欺事件や男女間の交際をめぐるトラブルも増加しています。また、麻薬密輸事件、詐欺事件、売春事件等で日本人が犯罪に関与するケースも見られます。

3. 主な犯罪回避策は次のとおりです。

- バッグ等は常に膝の上など目の届く位置に置き、目を離さないようにする。
- 貴重品、特にパスポートは身に付けて携帯する。
- 多額の現金はできる限り持ち歩かず、やむを得ず持ち歩く場合は、周囲に気づかれないようにする。
- 夜間の一人歩きを避ける。
- 駐車する際は貴重品を車内に残さない。
- ホテル、マンション内において見知らぬ人物の訪問がある場合は、ドアを開けずに、まずフロント、管理人等に連絡する。
- 強盗被害に遭った場合は、相手が凶器を所持している場合が多いので、抵抗しない。
- 見知らぬ中国人(特に日本語を話せる中国人)に話しかけられても、安易に信用せず常に警戒心を持ち続けるよう心掛ける(被害事例としては、バー、カラオケ、サウナ、マッサージに連れて行かれたり、違法物品を売りつけられたりすることが多い)。
- タクシー乗車の際は、領収書を必ず受け取り、車種、ナンバー等を記憶しておく(犯罪に巻き込まれた際にそれから犯行地等をたどることができる場合がある)。
- 被害を受けた場合は、泣き寝入りせず、直ちに公安局に届け出る。
- カードを紛失した場合は、直ちにカード会社に通報する。
- 日本人同士が大声で日本語により会話する際には、時と場所を考慮することが必要。

▲TOP

● 査証、出入国審査等

(詳細については、日本にある中国大使館(電話:03-3403-3388)などにお問い合わせください。)

1. 査証

(1)2003年9月1日より、観光、商用、親族又は友人訪問、もしくは、通過上陸目的で中国に渡航する日本国民は、滞在日数が入国日より当日起算で15日を超えない場合、入国査証が免除されるとともに、中国対外開放寄港地から入国できるようになりました。

ただし、入国後滞在日数が15日を超える(もしくは超えることが予想される)場合は、必ず中国公安機関の出入国管理部門に対し査証を申請しなければなりません。

また、中国に渡航し、滞在期間が15日を超える場合、あるいは留学、就労、定住、取材目的で中国に渡航する場合は、あらかじめ日本又は外国にある中国大使館・総領事館において査証を取得する必要があります。

(2)長期滞在を目的とする査証申請の場合、「健康証明書」の提出が求められますが、その様式(「外国人体格検査記録」<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/>)は、日本の中国大使館・総領事館にあり、この様式の検査項目に則って、日本国内の医療機関(国公立病院)で健康診断を受けることが必要です。

2. 居留許可

(1)中国国内における「居留許可」申請手続きの際にもこの健康証明書が必要ですが、その場合は、さらにエイズや梅毒の検査の原データの添付、健康診断の各項目についての検査方法及び数値の記載、検査を行った病院の印章及び担当医師のサイン(検査を当該病院で行わず、別の検査機関に委託した場合も含む)が必要で、また、原本が提出できない場合は、原本と同一である旨記載した病院の印章及び担当医師のサインのある証明書を写しに添付することが必要です。

なお、最近、「健康証明書」の受診者の氏名がカタカナ表記のみであったため、中

国側で氏名の判読ができないとして問題になったことがあるので、氏名記載は漢字又はローマ字での表記が必要です。

(2) 中国に滞在中の日本人が民事・経済紛争に絡んで取引相手から民事訴訟を提起され、同時に法院(裁判所)から出国禁止の決定を受け、パスポートを差し押さえられるケースが過去に発生しています(これは、出国禁止期間に特別な規定がないことから、1年以上にわたり出国できないかったケース)

3. 外貨、人民元の持ち出し・持ち込み

(1) 外貨の国外持ち出しについて、外国人は金額次第では持ち出し許可を得る必要があります。具体的には5,000米ドル相当未満の場合は許可証の取得は不要ですが、5,000米ドル相当以上1万米ドル未満の場合は、預金銀行で許可証の取得が必要です。さらに1万米ドル相当以上の場合は、外貨管理局の許可を受けた上で、預金銀行で許可証の取得が必要です。

なお、50グラム以上の金・銀についても、同様の制限があります。

(2) 外貨から中国貨(人民元)への換金は、空港内の銀行のほか、主要なホテルでも可能ですが、人民元から外貨への換金は、北京、上海等の主要都市から出国する場合のみ可能です(主に空港内の銀行で可能)。また、人民元は持ち込み、持ち出しともに20,000元に制限されています。

なお、外貨から人民元への換金時の「換金証明書」は、通関手続きに必要です。

4. 禁制品の持ち込み・持ち出し

(1) 中国入国時の持ち込み禁止品としては、武器、中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物やフィルム等、及び麻薬類等があります。また、中国からの持ち出し禁止品は、これらの持ち込み禁止品の他に、貴重文物(古美術・骨董類)、絶滅に瀕する貴重動植物(標本も含む)及びその種子・繁殖材料等があります。たとえ「自由市場」等で購入した場合でも、貴重文物を国外に持ち出すことは、重刑(三級「文物(文化財)」を9点以上持ち出した場合には、無期懲役以上)に処せられることがあります。

このため、骨董品等の文物を購入する場合には、海外への持ち出しが可能であることを証明する文書を購入先から受け取っておくことが必要です。

(2) 中国入国時に、本人が使用する目的で、カメラ、ビデオカメラ、携帯式カセットテープレコーダー、携帯ワープロ・パソコンを持ち込む場合、その旨申告すると、持ち込みの際の関税が免除されますが、いずれも1個の場合に限られています。

なお、申告した物品を国外に持ち出さない場合は、50～100%の関税が課せられます。

(2005年7月1日より、出入国の際、外交パスポート所持者を除く全ての旅客に対して税関申告書の提出が義務付けられています(お問い合わせ:010-6457-0108))

5. ペットの持ち込み

ペットの持ち込みは、犬・猫のみ認められており、ウサギ、ハツカネズミ、小鳥等は一切禁じられています。

なお、犬・猫の持ち込みを制限している都市もありますので、事前に空港の検疫局や中国大使館等に確認することをお勧めします。

▲TOP

● 滞在時の留意事項

中国政府は自国の法律を遵守する外国人は歓迎する一方で、これに違反する者は、厳しく取り締まる方針を打ち出していますので、十分に留意ください。

なお、最近では、中国国民の潜在的な反日感情から、2005年4月に各地で大規模な反日デモが発生し、日本の大使館・総領事館等の政府関連施設の他、日本料理店、日系のスーパー及び企業が投石等の被害を受けるとともに、上海市では日本人が反日デモに巻き込まれ負傷しました。

1. 長期滞在のための査証で入国した場合は、入国後30日以内に居住地の公安局に申請して、居留許可を取得する必要があります。居留許可はシール式になっており、パスポートに貼付されます(なお、従来の外国人居留証及び臨時居留証は廃止されました)。申請のためには、出入境検閲検疫局で発行される健康証明が必要です。

滞在の延長手続は、査証(短期滞在の場合)又は居留許可(長期滞在の場合)に記載された滞在許可日数が経過する前に、早めに公安局に申請します。期限を超過して滞在した場合は、罰金や国外退去処分を受けることもあります。

なお、パスポートは常時携帯するよう義務付けられています。

2. 旅行制限等

中国における開放都市・地区は2,650か所で(2005年11月現在、中国政府発表)、主要都市・地区はほぼ開放されています。しかし、中国には外国人の立ち入りが制限される未開放地区があります。未開放地区に行く場合は、査証取得の段階で申請するか、入国後最寄りの公安局に申請して旅行証明書の発給を受けます。旅行証明書の発給を受けずに未開放都市に入ると、場合によっては国外退去処分を受けます。旅行中に利用したタクシーの運転手等から未開放地区の観光を誘ってくるケースもあるようなので注意が必要です。また、旅行制限がなされていない地域であっても、奥地に入った場合は、通信事情が悪く、日本等への通信が困難になる場合が多いので留意が必要です。

なお、チベット自治区を旅行する場合は、旅行社等を通じて入境ビザを取得し、チベット自治区政府の許可を得る必要があります。個人での自由旅行は認められていません。

3. 写真撮影の制限

開放都市・地区であっても軍事施設等は立ち入りが厳しく制限されており、軍事関係の施設・設備は写真撮影が禁止されています。一般市民や少数民族等による街頭デモなどの政治活動を写真撮影していて、警察官からフィルムを取り上げられたケースがあります。一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。

4. 麻薬

国家禁毒委員会、公安当局、税関等が麻薬犯罪の取締りを担当しており、麻薬類の密輸、販売、運搬、製造、不法所持、譲渡を厳しく取り締まっています。ヘロイン、覚醒剤、コカイン、大麻等あらゆる麻薬類が禁止の対象となっており、違反者には厳罰が科されます(最高刑は死刑)。

最近では、麻薬犯罪の取締りが強化され、日本人が検挙されるケースも多数発生しています。麻薬犯罪に巻き込まれないためには、麻薬に関係しているような怪しい人物とは関わらないように留意し、麻薬使用等に関する誘いや、怪しい物品の保管や運搬の依頼は、断固として断ることが肝要です。

5. 不法就労

居留許可を取得した上で、労働局の許可を受けなければ中国での就業はできません。中国で就労するためには、就労査証(Zビザ)を取得する必要があります。訪問査証(Fビザ)での就労は認められておりませんし、留学生のアルバイトも認められていません。不法就労をした場合は、警告又は1,000人民元以下の罰金(行政罰)が科せられ、国外退去処分を受けることもあり得ます。

6. 銃器

中国では、銃器類の製造・販売管理が不十分で、特に、国内における貧富の格差の拡大等に伴い、暴力団(黒社会)関係者による銃器を用いた殺人・強盗殺人等の凶悪犯罪が多発する傾向があります。

7. 外国人の政治活動

外国人の政治活動(集会、行進、示威、署名集め、印刷物配布等)は、ほぼ禁止されています。これら活動に参加しただけでも、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。単にビラを配布しただけでも、その記載内容如何では、違法又は犯罪と認定され、厳罰が科されることもあります。

コピー店で、統計資料などをコピーした場合でさえ、コピー店から公安局に通報され、国家秘密を盗んだとして処罰されることもあります。学術的なサンプル調査(アンケート用紙配布等)を実施する場合にも、同調査が取締りの対象となり得ることもあるので、共同調査を実施する中国側機関(学校等)と十分な打ち合わせが必要です。

8. 宗教活動

外国人の宗教活動は厳しく制限されています。例えば、外国人は、中国国内の寺院、教会等の宗教活動を許された場所以外では宗教活動に参加できず、省、自治区、直轄市以上の宗教団体の招聘なしに国内で遊説・説法を行うことはできず、県級以上の政府宗教管理機関が承認した場所以外でも宗教活動を行うことはできません。

また、「信教の自由」は認められているものの、宗教組織等の設立・組織化、さらには布教・宣伝活動は認められていません。違反者に対しては、政府により制止・阻止を受けます。特に、「法輪功」は「邪教」として当局の厳しい取締りの対象とされています。公共の場所(天安門広場等)で布教・宣伝活動を行うと、強制退去処分を受ける場合がある他、当局に拘束される場合もあります。

9. 売・買春等

中国においては売・買春の行為は犯罪ですので、安易な行動は避けるようにしてください。

最近、売買春、ポルノ等の風俗犯(インターネットによるわいせつ画像の提供を含む)の取締りが強化されており、日本人男性が買春の当事者となって検挙されたケースもあります(一般的な取締り方法は、警察官が売春後に出てきた売春婦を検挙して自白させ、その後、買春者を検挙するケースです)。売春の勧誘には、ホテル宿泊客の部屋に電話してくる売春婦、マッサージ店のマッサージ嬢、カラオケ店のホステス等、様々な形態があります。

なお、検挙された場合、最高15日以内の拘留及び5,000人民元以下の罰金が科されるほか、国外退去処分を受け、その後中国への入国査証取得ができなくなることもあります。

10. パスポートの売却

中国国内を旅行中の日本人が中国人にパスポートを売却し、中国公安当局に拘束される事案が発生しています。自身のパスポートを他人に売却する行為は、日本の「旅券法」に違反するとともに中国の法律にも違反します。検挙された場合、裁判終了まで数か月間拘留されるばかりでなく、有罪判決が下れば執行猶予の可能性は少なく、一定期間服役することになります。

11. 交通事情

車は右側通行で、シートベルト着用が義務付けられています。市内の主な交通機関は、バス(トロリーバス、ミニバスを含む)、自転車、地下鉄、タクシー、自家用車等です。また、道路標識は日本と類似していることから、比較的わかり易いもので

すが、以下を留意ください。

(1) 高速道路等の建設によって、遠隔地への所要時間は短縮される傾向にありますが、主要道路では渋滞が慢性化しています(幹線道路以外の路面は、一部陥没している部分もあるので注意が必要です)。

(2) 公道を利用する歩行者は、車道を歩かず、横断歩道や歩道橋を利用する等基本的なルールを守り、車両の流れを見極めることも重要ですが、速度超過、無理な車線変更や強引な割り込みをする車両(車、バイク及び自転車等)の他、歩行者についても信号遵守しない者、車両の有無に関係なく、横断歩道以外の場所や交差点の真ん中を行き交う者、車両の前後を突然飛び出す者などもおり、一般的に交通マナーが悪いため、市内では接触事故が多発しています。

特に道路走行中は、夜間の無灯火車両(自転車など)や歩行者の飛び出しに注意が必要です(タクシーは客を乗車させる際に、路肩に寄らずに、道路の中央で急停車・急発進が目立ちます)。

(3) 長距離バスに乗車していて交通事故に遭ったり、自動車で高速道路を走行中に交通事故に遭い、重傷を負ったりするケースも散見されますので、バスの車内では、運転手がいつ急ブレーキをかけても対応できるよう、たとえ短距離であってもシートベルトを装着し、また、車両の運転時は居眠りをせず、常に交通状況に注意を払うよう心掛けてください。

(4) 万一、事故等に遭遇した場合は、まず交通警察(電話:122)に通報してください(事故現場の保全が義務付けられていますので、警察官の到着までは車両は移動させないでください)。

なお、被害に遭っても、日本と中国の経済格差及び賠償に関する法制度の違いから、事故を起こした相手方から十分な賠償を受けられるという保障はありません。渡航の前に海外旅行傷害保険に加入することをお勧めします(ただし事故に対する罰則は、死亡事故の加害者となった場合、強制退去となるケースもあります)。

[▲TOP](#)

● 風俗、習慣、健康等

1. 風俗、習慣

現在でも、中国国民の心には戦争の傷跡が残っています。一般的に中国国民は日本人の言動に敏感なところがあるので、滞在中は節度ある態度や行動が望まれます。

2. 少数民族

中国には多数の少数民族が居住しています。少数民族居住地域に入る際は、それぞれ民族の習慣・風俗に十分配慮が必要です。

3. 健康等

地域により衛生状態は必ずしも良くありません。伝染病、寄生虫病予防のために、生ものは口にしないなど衛生面に注意し、飲料水は必ずミネラルウォーターか湯ざましを利用します。A型・B型肝炎の感染例も比較的多く、長期滞在する場合は予防接種をお勧めします。地方で動物と接触する機会が多い場合には、狂犬病予防接種をお勧めします。

また、小さな飲食店の中には衛生上の問題がある店もあり、病死した豚の肉や、

農薬等が付着したままの野菜、工業用油を使用したりして中毒になるケースがあります。

鳥インフルエンザの人への感染例、死亡例も報告されていますので注意が必要です。

4. 辺境旅行

辺境地区への旅行者は増加傾向にありますが、雲南省や新疆ウイグル自治区において、日本人旅行者が心筋梗塞や脳溢血、肺炎を発症して死亡したり、緊急入院するケースが見られます。無理な旅行計画はたてず、体調が芳しくない時には十分休息をとり、水分補給を心掛けてください。

また、辺境地区は自然環境が厳しく、交通(航空機の席を確保しにくい)、通信(国内外への通話が困難)が不便なため、旅行に際しては、十分な準備が不可欠です。特に、ご高齢の方は健康面の留意が必要です。

▲TOP

● 緊急時の連絡先

[北京](市外局番:010)

◎警察 :TEL 110

◎消防署 :TEL 119

◎交通事故:TEL 122

◎救急車 :TEL 120又は999

◎在中華人民共和国日本国大使館

:TEL (86-10) 6532-2361(代)、6410-6970、6410-6971(領事部)

[重慶](市外局番:023)

◎警察 :TEL 110

◎消防 :TEL 119

◎交通事故:TEL 122

◎救急車 :TEL 120

◎在重慶日本国総領事館

:TEL (86-23) 6373-3585(代表)

[広州](市外局番:020)

◎警察 :TEL 110

◎消防署 :TEL 119

◎救急車 :TEL 120

◎交通事故:TEL 122

◎在広州日本国総領事館

:TEL (86-20) 8334-3009(代)、8334-3090(領事)

[上海](市外局番:021)

◎警察 :TEL 110

◎消防署 :TEL 119

◎救急車 :TEL 120

◎交通事故:TEL 122

◎在上海日本国総領事館

:TEL (86-21) 6278-0788

[瀋陽](市外局番:024)

◎警察 :TEL 110

◎消防 :TEL 119

◎救急車 :TEL 120

- ◎交通事故:TEL 122
- ◎在瀋陽日本国総領事館
:TEL (86-24) 2322-7490

[大連](市外局番:0411)

- ◎警察 :TEL 110
- ◎消防署 :TEL 119
- ◎救急車 :TEL 120
- ◎交通事故:TEL 122
- ◎在大連駐在官事務所
:TEL (86-411) 8370-4077

[▲TOP](#)

(問い合わせ先)

- ・外務省海外安全相談センター
東京都千代田区霞が関2-2-1
電話:(外務省代表)03-3580-3311(内線)2902
- ・外務省海外安全ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/anzen/>

[▲TOP](#)

Copyright:2007 The Ministry of Foreign Affs

海外邦人事件簿 Vol.40

数字が語る日本人のトラブル事情 (その 1)

[一覧へ戻る >>](#)

[<< BACK](#)

[NEXT >>](#)

2005年7月、外務省は「2004年海外邦人援護統計」を発表しました。「海外邦人援護統計」とは、海外渡航者のトラブル(事故、犯罪被害、犯罪加害、病気など)に際し、日本大使館・総領事館が何らかの対応を行った実績をとりまとめたものです。今回は統計をもとに日本人のトラブル事情を考察してみました。

1. 援護件数、援護人数、海外渡航者に占める割合

2004年の援護件数は16,023件(対前年比10.7%増)、人数は21,871人(対前年比25.6%増)です。同年の海外渡航者総数は約1,683万人なので、海外渡航者の769人に一人の割合で大使館・総領事館が何らかの援護を行っていることになります。

援護件数、援護人数、海外渡航者数は何れも2001年を除き毎年増加していますが、海外渡航者に占める被援護者数の割合は5年前の2000年は1,042人に一人だったものが、2004年には769人に一人に増大するなど、海外渡航者が増えている以上にトラブルが増えていることが分かります。

2. 一番多いのは窃盗被害!!!

トラブルで一番多いのは窃盗被害です。5,169件5,742人が被害に遭っており、件数では全体の約3分の1を占めます。このホームページの「海外邦人事件簿」やパンフレット「海外安全虎の巻」などにより、あらかじめ海外における犯罪手口を知り、被害に遭わないようにしましょう。



3. 二番目に多いのは遺失(落とし物)!!

次に多いのは遺失(落とし物や忘れ物)で3,088件。全体の約2割を占めます。これはもう自分で気をつけていただくしかありませんが、海外旅行では、時差で疲れていたたり、ウキウキしていたりでうっかりしがちです。でも、とにかくパスポート、お金、クレジットカード、航空券だけは絶対に無くさないように心掛けてください。



4. 病気、安否照会、交通事故

その他、疾病764件788人、安否照会476件507人、交通事故221件356人が目立ちます。こ

れらも気をつければある程度防ぐことができます。

(1) 病気

疾病者の年代別内訳を見ると、ダントツの231人が60歳以上の方です。年輩者や高齢者も多くが海外旅行に行くようになりましたが、無理のないスケジュールを立て、体調管理を適切に行うことが重要です。

(2) 安否照会

海外邦人事件簿vol.8「緊急事態、あなたの安否は誰が知る」、vol.35「お願いです、私の父を捜して下さい!!!」でもお話ししましたが、海外に出ても連絡手段はメールだけで、滞在先はおるか、どこに行っているのかも知らない家族が多数います。外務省に安否を照会される場合、実際に被照会者が事件・事故に巻き込まれていた例はまれで、家族が連絡先を知らないために心配となって在外公館や外務省に相談するケースがほとんどです。海外旅行をする際は、日々の行動予定を記載したスケジュール表と滞在先を留守宅に残すとともに、相互に連絡がとれる手段を必ず確保しておきましょう。

(3) 交通事故

慣れない左ハンドル・右側通行の道路を運転して交通事故を起こす例も多く見られます。外国では運転のルール、運転手のマナー、歩行者の危険意識など日本とは全く違う規則や習慣があります。ここは日本ではないということを自覚して、日本の何倍も注意を払う必要があります。

「海外邦人援護統計」はhttp://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/support.html でご覧になれます。この数字をながめながら、海外では何に気をつけなければならないのかと考えることは、きっとあなたをトラブルから遠ざけてくれるでしょう。

海外邦人事件簿vol.21、22、23で、2002年の海外邦人援護統計をもとにして、財産犯罪(窃盗、強盗、詐欺など)に関する日本人の被害傾向についてお話ししましたが、同じように、次回以降は2004年の統計をもとに、日本人の被害傾向を見てみましょう。

〈参考〉

1. 過去5年間における総援護件数及び人数

年	件数	対前年比	人数	対前年比
2000	14,752	8.7%増	17,091	9.2%増
2001	14,115	▼4.3%減	16,253	▼4.9%減
2002	14,364	1.8%増	16,996	4.6%増
2003	14,473	0.8%増	17,417	2.5%増
2004	16,023	10.7%増	21,871	25.6%増

2. 過去5年間における海外渡航者数に占める被援護者の割合

年	人数	海外渡航者数	割合
2000	17,091	17,818,590	約1,042人に一人
2001	16,253	16,215,657	約997人に一人
2002	16,996	16,522,804	約972人に一人
2003	17,417	13,296,330	約763人に一人
2004	21,871	16,831,112	約769人に一人

(2005年10月3日掲載)

(Security Advice from Embassy of Japan : 13/11/2007)

アフガニスタン在留邦人（特にカブール在住）の皆様へ

爆弾テロに対する警戒について

本13日、ANSOは、本13日（火）ないし明14日（水）にカブール市内第8区（市内南東部、ロガール街道を中心とした地区）において、アフガン国軍（ANA）の移動（バス）を狙う自爆テロ犯（ANA制服を着用し、ANAのIDカードを所持）の存在につき複数の信憑性ある情報を得ているとの脅威情報を発信しています。

本情報では、自爆犯は、13日ないし14日の午前8時前後におけるANAの移動時を狙っている可能性が強いものの、念のため、朝から夕方までの時間帯は、第8区に立ち入ることを避けるよう注意喚起しています。

皆様におかれても、本情報に留意され、当面、本日から来週始めまでの間は、第8区への立ち入り・通行は避けて下さい。また、同地区に限らず、市内での通行・移動の際は、ANAのバス等車両に近づかないよう、遭遇してしまった場合は、速やかにその場から離られるようお願いいたします（念のため、警察車両に対しても同様に注意して下さい）。

日本大使館領事班（お問い合わせ先：0799-689-861）

在留邦人の皆様へ

<お知らせ>

ナイジャー・デルタ治安情勢（外国人の誘拐）

平成19年10月31日
在ナイジェリア日本国大使館

1. ナイジャー・デルタ地域において、外国人誘拐事件が次のとおり発生しております。
 - (1) 20日午後8時45分頃、大規模な武装グループがバイエルサ州沖にあるシェル石油開発会社（SPDC）のオフショア石油施設を襲撃し、同施設でメンテナンスを行っていた外国人3名（ロシア人、英国人、クロアチア人）及びナイジェリア人4名を誘拐する事件が発生しました（22日に全員解放されました）。なお、報道によれば、MEND（ナイジャー・デルタ解放運動）が本件に関し犯行声明を出しています。また、一部の報道は、同襲撃がサブマシガンと爆発物で武装しスピードボート10艘に分乗した300名による大規模な襲撃であったと報じています。
 - (2) 26日午前、リバース州ボニー島の近傍で、ボニー島へ石油製品を運搬するバージに便乗して島へ向かう途中のポーランド人2名とインド人4名が誘拐されました。誘拐された外国人は、伊系石油企業の契約社員であったとのことです。
2. ナイジャー・デルタ地域（デルタ州、バイエルサ州、リバース州及びアクワイボム州の沿岸部）においては、政治的要求、身代金目的、地元住民と石油会社との対立などを背景とした武装集団による石油関連施設への攻撃、誘拐事件等が頻繁に発生しています。

このため、邦人が誘拐やテロ等不測の事態に巻き込まれる可能性も排除されないことから、今後も特段の警戒が必要です。
3. ナイジャー・デルタ地域の内、次のとおり「退避勧告」等の危険情報が発せられています。（因みにナイジャー・デルタ地域以外のナイジェリア全土については、「渡航の是非を検討してください」の危険情報が発出されていますので、御注意ください。

危険情報

「退避勧告」———— リバース州ポートハーコート市

「渡航の延期をお勧めします」———— バイエルサ州全域、デルタ州全域
(特に組織的かつ十分な安全対策をとることができない方は、同地域からの退避をお勧めします)

「渡航の延期をお勧めします」———— アクワイボム州沿岸部

以上のとおり、ポートハーコート市には、退避勧告が出されており、他の地域についても、いかなる目的であれ渡航を延期するよう勧告が出されております。

ポートハーコート市におられる方は即刻避難していただきたく、また他のナイジャー・デルタ地域についても、現下の危険情報にもかかわらず、真に止むを得ない事情により同地域に渡航・滞在する場合には、危険情報・スポット情報の内容に充分留意し、最新の治安関連情報の入手に努めるとともに、石油関連施設等誘拐・テロの標的となる可能性のある危険な場所を避け、厳重な安全対策を講じ、自らの安全確保に注意を払ってください。

また、大使館では、上記情報の詳細等現地治安情勢に関する最新情報を必要に応じて提供しています。ナイジェリアに入国される方は、可能な限り事前に大使館と連絡をとるとともに、ナイジェリア滞在中の日程及び同国内での連絡先をご連絡ください。



[外務省案内](#) | [渡航関連情報](#) | [各国・地域情勢](#) | [外交政策](#) | [ODA](#) | [会談・訪問](#) | [報道・広報](#) | [キッズ外務省](#) | [資料・公開情報](#) | [各種手続き](#)

[トップページ](#) > [外交政策](#) > [地方との連携](#)

地方との連携

在外公館施設利用制度

地方自治体等(以下「地方」)は、海外でイベントを行う際、在外公館施設(公邸、広報センター、多目的ホール等)を利用することができます。

なお、「地方」とは、地方自治体だけでなく、地方議会、地方の地場産業、海外にある各県人会、日本の地方で活動するNPOや各種団体も含まれます。

1. 手続き

所定の申請書(PDF ・WORD)を外務省地方連携推進室または在外公館に提出して下さい。

なお、イベントの準備には、在外公館との打ち合わせが必要なため、最低でも2-3ヶ月はかかりますので、申請書は、出来る限り時間的余裕をもって提出して下さい。(在外公館が特に忙しい時期には、ご要望にお応えできない場合もあります。)

2. イベントの実施形式

対象となるイベントの例としては、

- 輸出振興、観光誘致、投資誘致等を目的としたレセプションや物産展
- 現地に進出している地元企業との情報交換会

などが挙げられます。

いずれの場合も、在外公館との共催となりますので、事前に在外公館と、イベントの内容や役割分担について、十分打ち合わせを行って頂く必要があります。

3. 経費

通常の警備費、光熱費は在外公館が負担しますが、食材費、人件費、招待状作成費などは地方で負担して頂きます。

(参考)地方自治体等による公邸等の在外公館施設の利用に関するガイドライン

平成19年3月15日

※本ガイドラインは、初めての試みであるため、以下の基準はとりあえずの一般的基準であり、実際の運用にあたってはケース・バイ・ケースで柔軟に対応。今後の運用を踏まえ見直しもあり得る。

1. 基本手続き

(1) 申請の提出先

在外公館施設利用を希望する地方自治体等(以下、「地方」(詳細は3.参照))は、所定の申請書(PDF ・

WORD)を外務省地方連携推進室または在外公館に提出する。

(2) 申請のタイミング

展示イベント・レセプション等の開催準備には、下記4.のごとく、被招待者リストの作成、招待状の作成・発出を始めとしてケータリング、行事の式次第の内容等についての在外公館と地方間の協議および確定等の準備を十分行う必要があり、右プロセスには相当の期間(大型行事で数ヶ月かけて準備した例あり。行事の規模・内容にもよるが最低でも2、3ヶ月程度は必要)を要するところ、申請書の提出はできる限り前広に行うことが望ましい。

2. 展示イベント・レセプション等の実施形式

(1) 実施は、基本的に在外公館と自治体の共催とする。いずれにせよ、地方と外務省が事前にイベントの中身を十分協議し、諸条件等双方の都合を十分調整した上で実施する。

(注) いわゆる「場所貸し」は国有財産法との関係上、問題が生じるのでおこなわない。

(2) 利用の在外公館施設の対象は、公邸、広報センター、多目的ホール等(注)。

(注) 在外公館によっては、公邸の広さ等施設面で制約のある場合、また、広報センター、多目的ホールを有していない場合もあり。

(3) 対象となる展示イベント・レセプションの例としては、輸出振興、観光誘致、投資誘致、現地自治体事務所のオープン等を目的に係るレセプション、物産展、進出している地元企業との情報交換会等であるが、これらに限らない。

3. 共催者の基準

(1) 本件ガイドラインによって在外公館とのイベントの共催者として申請をなし得る地方とは、地方自治体のみならず、地方議会、地方の地場産業、現地にある各県人会、日本の地方を活動のベースとするNPOや各種団体(友好団体、経済団体、文化団体、更には文化交流等に携わる地方のロータリーやライオンズ等)をも含む。

(2) 在外公館の繁忙度は、地域・時期により大きく変動しうるため、特に忙しい時期であれば、都道府県レベルの要請にも対応できないことがあり得る一方、偶々大きな行事等がない時期であれば、市町村レベルの要請にも対応することが案件によっては適切と考えるところ、「都道府県レベルの要請のみ対応する」といった一律の基準を設定することはしないことが適切と考えられる。

4. 地方との役割分担

在外公館及び地方は、招待者、イベント等の内容につき、在外公館のその時点の繁忙度、地方自治体の現地事務所の有無等を踏まえ、ケースバイケースで協議の上決定するが、およその目安を以下のとおりとする。なお、任国の事情によっては、行事の実施に向けた準備事項の一部を地方側が任国の信頼できる現地業者等に委託することが可能な場合もあると考えられるところ、その場合、地方側に対し費用負担面も含め地方側に十分説明したうえで、そのような委託を提案することも考えられる。

(1) 地方の事務所が現地にない場合:

- 招待者名簿案の作成(地方が起案し、在外公館と協議)、
- 招待状の作成(同上)
- 招待状の発出(在外公館)、
- 出席者の出欠の事前確認(在外公館。若しくは、地方招待分は地方が、在外公館招待分は在外公館が確認)、
- 式次第および会場設営案の作成(地方が起案し、在外公館と協議(在外公館は要すれば見積もり経費を提示))、
- ケータリングの決定及び手配(在外公館は要すれば見積もり経費を含む一案を提示し、地方と協議の上で決定し、手配)、

- 会場の設営(双方協議の上で決定)
- 車両の登録等(在外公館)
- 要員の配置(地方が起案し在外公館と協議。要すれば、在外公館は、通訳や受付を含む要員を提供)

(2) 地方の事務所が現地にある場合:

- 招待者名簿案の作成(地方が起案し、在外公館と協議)、
- 招待状の作成(地方が起案し、在外公館と協議)、
- 招待状の発出(地方)、
- 出席者の出欠の事前確認(地方。要すれば、在外公館は在外公館分を確認)、
- 式次第及び会場設営案の作成(地方が起案し、在外公館と協議)、
- ケータリングの決定及び手配(地域が在外公館と協議しつつ決定の上、手配)、
- 会場の設営(双方協議の上で決定)
- 車両の登録等(在外公館)
- 要員の配置(地方が起案し在外公館と協議。要すれば、在外公館は、通訳や受付を含む要員を提供)

5.経費負担

(1) 本件利用に関わる経費は、食材費、臨時雇用のボーイの人件費、招待状作成費及び公邸にない資機材・サービスを使う場合の経費は地方の負担となり、通常の警備費、光熱費等の経費については、在外公館で負担する。

(2) 警備費は在外公館側負担(ただし、在外公館が通常手当している警備を超える特別の警備が必要となり追加費用が発生する場合、当該費用分はすべて地方側負担とする。なお、地方負担にて派遣される警備要員がある場合、同要員は在外公館側の統制下に置かれる。)

(3) 在外公館は地方が負担する経費については、現地の事情・商慣習他をもって地方と協議し、地方が直接業者等に支払う手続を支援(実際の経費の支出入には関与しない。)する。

6.警備

在外公館施設等の活用の際には、警備対策に十分留意する。具体的には、広報用の大使館事務所及び公邸等の撮影は警備上の問題が生じないよう十分配慮する。また、会場への出入り・荷物チェック等の際にも、安全確保のために在外公館側が実施する警備対策に積極的な協力を得るよう努める。

7.実施例



Adobe Systemsのウェブサイトより、Acrobatで作成されたPDFファイルを読むためのAcrobat Readerを無料でダウンロードすることができます。左記ボタンをクリックして、Adobe Systemsのウェブサイトからご使用のコンピュータのOS用のソフトウェアを入手してください。

[このページのトップへ戻る](#)

[INDEXへ戻る](#)

[アクセシビリティについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright(C):The Ministry of Foreign Affairs of Japan

(別添1)

在外公館施設利用申請書	
申請者名 (団体、役職、氏名、捺印)	
申請日	20 年 月 日
利用希望在外公館名	在 大使館 総領事館 代表部 出張駐在官事務所
利用目的	例：輸出入振興、投資誘致、観光誘致、姉妹都市交流等
利用形態	例：レセプション、物産展等
利用日・期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 (日間)
利用希望施設	大使公邸・総領事公邸・広報文化センター・多目的ホール その他 ()
主な被招待者	
参加者数	合計 約 名 主催者側： 約 名 / 客側： 約 名
申請団体担当責任者 所属・氏名・連絡先	所属 氏名 電話 F A X e-mail

(留意事項)

1. 本申請書は、地方連携推進室又は在外公館宛に御提出下さい。
2. 本申請に基づき、当該在外公館施設の利用について検討致しますが、他の行事との重複といった理由で御希望に添えない場合もあります。
3. レセプション、イベント等の実施形式は、基本的に在外公館と地方との共催となります。
4. 本件利用に関わる経費は、食材費、臨時雇用のボーイの person 費、招待状作成費及び公邸にない資機材・サービスを使う場合の経費は地方の負担となり、通常の警備費、光熱費等の経費については、在外公館で負担します。
5. 本件とは別に、通常の便宜供与が必要な場合には、従来通り便宜供与依頼を提出願います。